

第13期 決算公告

東京都千代田区麹町二丁目1番4号
日立キャピタル損害保険株式会社
代表取締役 石川 秀洋

平成18年度（平成19年3月31日現在） 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	674	保険契約準備金	3,458
現金	(0)	支払準備金	(2,135)
預貯金	(674)	責任準備金	(1,322)
有価証券	3,491	その他負債	849
国債	(2,697)	共同保険借	(14)
その他の証券	(793)	再保険借	(80)
有形固定資産	31	外国再保険借	(548)
建物	(12)	未払法人税等	(11)
その他の有形固定資産	(19)	未払金	(85)
無形固定資産	632	仮受金	(109)
ソフトウェア	(632)	退職給付引当金	52
その他の無形固定資産	(0)	役員退職慰労引当金	37
その他資産	513	賞与引当金	57
未収保険料	(3)	特別法上の引当金	2
代理店貸	(197)	価格変動準備金	(2)
共同保険貸	(13)		
再保険貸	(10)	負債の部 合計	4,457
外国再保険貸	(0)	(純 資 産 の 部)	
未収金	(75)	資本金	4,600
未収収益	(1)	利益剰余金	3,711
預託金	(48)	その他利益剰余金	(3,711)
地震保険預託金	(2)	繰越利益剰余金	((3,711))
ソフトウェア仕掛仮払金	(25)	株主資本合計	888
長期前払仮払金	(66)	その他有価証券評価差額金	1
その他の仮払金	(66)	評価・換算差額等合計	1
貸倒引当金	0		
		純資産の部 合計	887
資産の部合計	5,344	負債及び純資産の部合計	5,344

[貸借対照表の注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法により行っております。
 - (3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により行っております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てることとしております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乘じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。
また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
5. 退職給付引当金の計上方法は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。
6. 役員の退職慰労引当金の計上方法は、取締役会の決議に基づき内規を定め、退職慰労金支給見込額を引当計上しております。
7. 賞与引当金の計上方法は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
8. 特別法上の引当金の内訳科目である価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
11. 有形固定資産の減価償却累計額は83百万円であります。
12. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な資産として、サーバーがあります。
13. 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却を行っております。

14. 退職給付に関する事項は、次のとおりであります。

(1)退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	163 百万円
年金資産	142 百万円
未積立退職給付債務	21 百万円
未認識数理計算上の差異	27 百万円
貸借対照表計上額の純額	48 百万円
前払年金費用	3 百万円
退職給付引当金	52 百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.5%
期待運用収益率	3.0%
数理計算上の差異の処理年数	17.9年

15. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)

	2,765 百万円
上記に係る出再支払備金	629 百万円
差引(イ)	2,135 百万円
地震保険に係る支払備金(ロ)	- 百万円
計 (イ)+(ロ)	2,135 百万円

16. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	2,369 百万円
上記に係る出再責任準備金	1,470 百万円
差引(イ)	899 百万円
その他責任準備金(ロ)	422 百万円
計 (イ)+(ロ)	1,322 百万円

17. 関係会社との金銭債権は145百万円、金銭債務は61百万円であります。

18. 1株当たりの純資産額は9,643円56銭であります。

19. 重要な会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は887百万円です。

20. 表示方法の変更

当期より、保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は次のとおりであります。

前事業年度において「不動産及び動産」と掲記していたものは、当事業年度から「有形固定資産」として表示しております。従来の不動産及び動産の合計に相当する金額への影響額はございません。前事業年度において「その他資産」に含めていたソフトウェアは、当事業年度から「無形固定資産」として表示しております。従来のその他資産の合計に相当する金額への影響額は632百万円です。前事業年度において「価格変動準備金」と掲記していたものは、当事業年度から「特別法上の引当金」として表示し、その内訳科目として「価格変動準備金」として掲記しております。

21. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

平成18年度

自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,356
保険引受収益	3,341
正味収入保険料	2,417
積立保険料等運用益	0
為替差益	0
その他の保険引受収益	923
資産運用収益	10
利息及び配当金収入	10
積立保険料等運用益振替	0
その他の経常収益	4
経常費用	3,505
保険引受費用	1,933
正味支払保険金	564
損害調査費	133
諸手数料及び集金費	273
支払備金繰入額	705
責任準備金繰入額	256
為替差損	0
資産運用費用	-
営業費及び一般管理費	1,567
その他の経常費用	5
支払の利息	0
その他の経常費用	4
経常損失	149
特別利益	-
特別損失	0
固定資産処分損	0
価格変動準備金繰入額	0
税引前当期純損失	150
法人税及び住民税	2
当期純損	152

[損益計算書の注記]

1. 関係会社との取引による収益総額は217百万円、費用総額691百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	3,619	百万円
支払再保険料	1,201	百万円
差引	2,417	百万円

正味支払保険料の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	779	百万円
回収再保険金	215	百万円
差引	564	百万円

諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	831	百万円
出再保険手数料	558	百万円
差引	273	百万円

支払備金繰入額(は支払備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、 (口)に掲げる保険を除く)	307	百万円
同上にかかる出再支払備金	397	百万円
差引(イ)	705	百万円
地震保険にかかる支払備金繰入額(口)	-	百万円
計(イ+口)	705	百万円

責任準備金繰入額(は責任準備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	659	百万円
同上にかかる出再責任準備金	461	百万円
差引(イ)	197	百万円
その他責任準備金繰入額(口)	59	百万円
計(イ+口)	256	百万円

利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

有価証券利息	10	百万円
その他利息	0	百万円
計	10	百万円

3. 当期における法定実効税率は36.21%であります。

4. 1株当たりの当期純損失は1,659円50銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

6. 関連当事者との取引に関する主な事項は、次のとおりであります。

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日立 キャピタル 株式会社	東京都 港区	9,983	ファイナ ンス事業	被所有 直接 65.0%	当社保険の販売 役員の兼任	機器の リース	長期前 払費用	66

(注) 1.取引金額に消費税等は含まれておりません。

2.取引条件ないし取引条件の決定方針

機器のリースについては、市場価格を勘案した一般的取引条件をもって決定しております。

(ご参考)

当社のソルベンシー・マージン比率について

(単位: 百万円、%)

	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,308
純資産の部の合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く)	888
価格変動準備金	2
異常危険準備金	419
一般貸倒引当金	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	1
土地の含み損益	-
負債性資本調達手段等	-
控除項目	-
その他	-
(B) リスクの合計額	275
$\{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2\} + R_4 + R_5$	
一般保険リスク (R ₁)	218
予定利率リスク (R ₂)	-
資産運用リスク (R ₃)	61
経営管理リスク (R ₄)	9
巨大災害リスク (R ₅)	38
(C) ソルベンシー・マージン比率	950.5%
$[(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$	

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されておりますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総和をいいます。
 - 保険引受上の危険(「一般保険リスク」...上表のR₁)
 - 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
 - 予定利率上の危険(「予定利率リスク」...上表のR₂)
 - 積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - 資産運用上の危険(「資産運用リスク」...上表のR₃)
 - 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - 経営管理上の危険(「経営管理リスク」...上表のR₄)
 - 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び下記 以外のもの
 - 巨大災害に係る危険(「巨大災害リスク」...上表のR₅)
 - 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・ 「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。